

## 「同性婚否定は『憲法違反』」

2024年03月25日

札幌高等裁判所で14日、齋藤清文裁判長は、同性カップルの結婚を認めない民法などの規定は憲法に違反すると訴えた集団訴訟で、「憲法違反」との画期的な判断を示した。

今まで、6つの地裁で、憲法14条1項、24条1項、24条2項などの18項目で、違憲が3、違憲状態が3、合憲が12の判決が出されていた。違憲、違憲状態が、合憲の半分で、なかなか統一した理解が得られない状況にあった。今回、札幌高裁は3項目とも違憲という判断を出した。原告たちは判決を聞き、拍手して、「やった」「素晴らしい」と喜びの声を上げたという。この問題は、同性婚を認める国・地域が多くなったとか、国民の理解が深まったというようなことではなく、性的指向は多様なものであるから、その人々の人権を尊重するという意味において、当然認めるべきである。今まで、同性婚を認めると「社会が変わってしまう」とか、「隣に住んでいたら嫌だ。見るもの嫌だ」とかで、偏見に晒され、影に隠され、どれだけ苦しかったらと思う。

憲法14条1項は「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と謳っている。札幌高裁は、「性的指向と婚姻の自由は重要な法的利益だが、同性婚は許されていない。それにより同性愛者は制度的な保障を享受できず、著しい不利益を受けている。性的指向の区別は合理的根拠を欠いており、憲法14条1項に違反する」と述べている。同性婚者は、税や社会保障の優遇措置などの法律上の利益を受けられない状態にある。死亡した場合、配偶者に財産を相続したいと思うのは当然であろう。憲法24条1項は「結婚は両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と謳っている。札幌高裁は、「同性婚の婚姻も異性間と同じ程度に保障していると理解できる。憲法制定当時は同性婚が想定されておらず、両性間の婚姻を定めているが、文言のみにとられる理由はなく、個人の尊重がより明確に認識されるようになったとの背景のもとで解釈するのが相当だ」と述べている。文言だけでなく、同性愛者の尊厳が何より優先する。憲法24条2項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と謳っている。札幌高裁は「同性婚を許さず、これに代わる措置を一切規定してないのは、憲法24条の規定に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至っていると認めるのが相当で、24条に違反している」と述べている。同性婚を認める法整備を立法府の国会は早急にやるべきであるということで、見事な判決ではないか。

同じ14日、東京地裁で24条2項について、下記のように「違憲状態」という判決を出している。同性婚に対し「自己の性自認や性的指向に即した社会生活を送ることは、重要な人格的利益に根差したかけがえのない権利だ」と言い、「同性同士の婚姻を認めず、婚姻と同等の法的利益享受したり、社会的に公証を受ける利益を享受したりするための制度が何ら設けられていないのは、同性カップルから重要な人格的利益を略奪するものだ」と、手厳しく述べている。行政追認の判決が多い中、札幌、東京地裁がこれだけ明確な判決文を出したことに驚くと同時に、嬉しく思う。ただ、家父長的伝統に立つ自民党の「オヤジたち」は「夫婦別姓」も認めない、この判決も受け止められないのではないかと危惧する。

聖書は「女と寝るように男と寝てはならない(レビ18:22)」と、ゲイを禁止しているが、聖書も歴史的制約の中で書かれた古代文書として、批判的に読まなければならない。